

わたしたちで農地を 守りましょう!

違反転用を発見したら最寄りの農業委員会へ

※違反転用とは、農地法の許可を受けずに農地を農地以外のものにする事等をいいます。



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

農地法の
罰則

3年以下の懲役

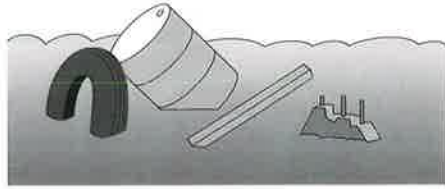
または

300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

農地の所有者を含めて違反転用者には厳しい措置がとられます。

千葉県

農地は狙われています。安易に土地の提供を行うと…。

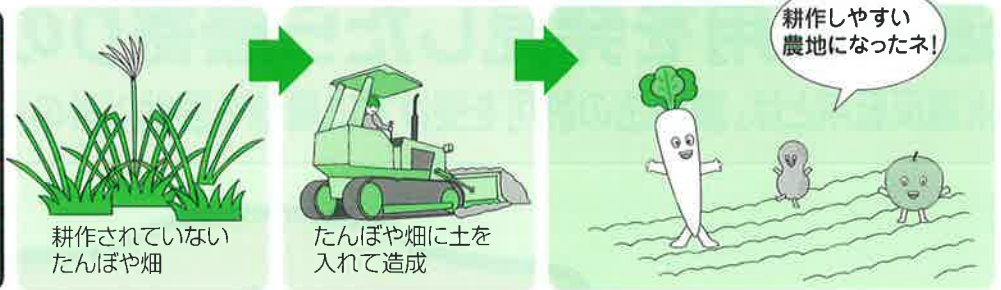


■「無料で畑を使い易くしてあげます」といわれ、結果、産廃を埋められる



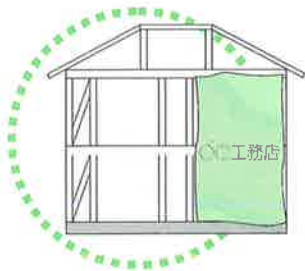
■「資材置場にさせてください」といわれ、結果、廃棄物の山積み…

田・畑を埋立てて農地造成する場合は農地法の許可が必要です。

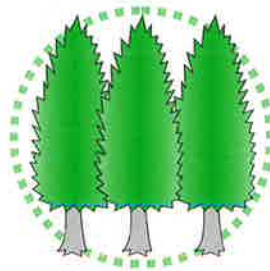


農地は無断で転用できません。

市街化区域内では届出、その他の区域では許可が必要です。



分家住宅・店舗を建てたい



農地に植林したい



駐車場・資材置場にしたい

こんなときは地元の農業委員会へ

農地の転用又は違反転用については、地元の農業委員会にお問い合わせください。

**最寄りの農業事務所
及び県農林水産部農地・農村振興課でも
相談をお受けします。**

千葉農業事務所	企画振興課	〒266-0014	千葉市緑区大金沢町473-2	TEL043-300-1985
東葛飾農業事務所	企画振興課	〒277-0861	柏市高田990-1	TEL04-7143-4122
印旛農業事務所	企画振興課	〒285-0026	佐倉市鍋木仲田町8-1	TEL043-483-1129
香取農業事務所	企画振興課	〒287-0003	香取市佐原イ92-11	TEL0478-52-9192
海匝農業事務所	企画振興課	〒289-2504	旭市ニ1997-1	TEL0479-62-0156
山武農業事務所	企画振興課	〒283-0006	東金市東新宿17-6	TEL0475-54-1122
長生農業事務所	企画振興課	〒297-0026	茂原市茂原1102-1	TEL0475-22-1751
夷隅農業事務所	企画振興課	〒298-0212	夷隅郡大多喜町猿稻14	TEL0470-82-4956
安房農業事務所	企画振興課	〒294-0045	館山市北条402-1	TEL0470-22-7131
君津農業事務所	企画振興課	〒292-0833	木更津市貝淵3-13-34	TEL0438-25-0107

県農林水産部 農地・農村振興課 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
TEL043-223-2828・2836

詳しくは <http://www.pref.chiba.lg.jp/noushin/nouchi/ihantenyoun.html> をご覧ください。